

変更届及び変更事項に係る関係（添付）書類

入札参加資格審査申請書提出後に登録内容に変更が生じた場合、速やかに変更届及び変更事項に係る関係書類を提出してください。なお、提出は、変更届は指定様式のExcelファイル、添付書類はPDFファイルとし、電子申請サイトで申請してください。

(提出部数 各1部)

○・・・必須書類 △・・・該当する場合に提出する書類

変更事項		添付書類	変更届	登記簿謄本等	委任状	許可証等	使用印鑑届	経営事項審査結果通知書	承継願	その他	「△の書類」又は「その他の書類」の説明等
本社・本店	商号又は名称		○	○	△		○				<ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合:登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ・個人の場合:住民票 ・委任状の提出は、委任先を設定している場合のみ
	代表者職氏名		○	○	△		△				<ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合:登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ・個人の場合:住民票 ・委任状の提出は、委任先を設定している場合のみ
	住所		○	○	△						<ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合:登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ・個人の場合:住民票 ・委任状の提出は、委任先を設定している場合のみ
	電話番号・FAX番号 使用印		○					○			
委任先(支店等)	商号又は名称		○	△	○		△				<ul style="list-style-type: none"> ・登記簿謄本等の提出は、登記簿謄本に記載のある場合 ・使用印鑑届の提出は、使用印鑑を変更する場合のみ
	受任者職氏名		○		○		△				<ul style="list-style-type: none"> ・使用印鑑届の提出は、使用印鑑を変更する場合のみ
	住所		○	△	○						<ul style="list-style-type: none"> ・登記簿謄本等:記載のある場合 ・郵便番号も変更になる場合は、記載願います。
	電話番号・FAX番号		○								
	委任先の変更又は新規委任		○	△	○	△	△			△	<ul style="list-style-type: none"> ・登記簿謄本等:記載のある場合 ・南あわじ市税の納税証明書(南あわじ市内に委任先を設定する場合) ・委任先の建設業許可業種がわかる書類 建設工事の場合:建設業許可の営業所一覧表、専任技術者証明書等
委任先の廃止		○									
経営事項審査結果			○					○			・経営事項審査結果通知書
希望工種・業務の追加削除			○			△					・許可等が必要な場合、その許可書等
許可・登録等	建設業許可更新		○			○					・建設業許可通知
	工種の変更・追加		○			○		○			<ul style="list-style-type: none"> ・建設業許可通知 ・経営事項審査結果通知書
	一般・特定の区分の変更		○			○					・許可区分の変更内容が分かる書類
	その他の許可・登録等の更新		○				△				・測量・建設コンサルタント等・役務の提供の場合:南あわじ市の登録要件である必要な許可・登録証
取消・一部取消			○				△				・南あわじ市の登録要件である許可・登録等の取消又は一部取消の内容が確認できる書類
技術者の追加・削除・変更			○							△	・市内の建設業者の場合のみ必要 技術者名簿(営業所専任技術者が変更になった場合、必ず明示)
自社都合による登録取消			○								
廃業			○								
組織変更(有限会社 ⇄ 株式会社等)			○	○	△		○				
入札参加資格の承継			○	○	△	△	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・納税証明書(国税) ・未納税額のない証明書(南あわじ市税) ・資格承継を証明できる書類等、その他必要な書類

○必要な許可・登録等

登録事業	登録内容	必要性
測量業者	測量法(昭和24年法律第188号)第55条による登録	必須
建築士事務所	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条による登録	必須
建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条による登録	任意
地質調査業者	地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第2条による登録	任意
補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第2条による登録	任意
不動産鑑定業者	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条による登録	必須
土地家屋調査士	土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第8条による登録	必須
司法書士	司法書士法(昭和25年法律第197号)第8条による登録	必須
計量証明事業者	計量法(平成4年法律第51号)第107条による登録	必須

※支店などに委任する場合は、支店においても許可及び登録等を必要とします。

1 提出にあたっての注意事項

- (1) 申請方法は、電子申請のみとなります。(新規申請時に紙で申請をした市内業者を除く)
- (2) 変更届「E.その他の情報」については、A～D欄の内容以外の項目を変更する際に記載します
例：希望工種・業務・営業品目の変更、コンサル・物品役務の許可書等更新、技術者の変更、委任先廃止、廃業・登録取消等
- (3) 変更申請の際は、システム手数料は不要です。
- (4) 電子申請サイトにて添付書類のPDFを提出する際は、各項目ごとに1つのPDFファイルとしてください。

2 変更届の内容が南あわじ市の入札参加資格登録要件を失うものであったときは、登録の全部又は一部を取り消すことがあります。

3 経営事項審査結果の有効期限が切れている場合は、建設工事の入札に参加できません。

- (1) 経営事項審査結果の有効期限は同通知書に記載の審査日から1年7ヶ月です。
- (2) 有効期限が切れる前に、新たな経営事項審査結果通知書を提出してください。

4 入札参加資格の承継について

競争入札に参加することができる者で、その営業の同一性を失わない営業を引き続き行おうとする個人及び被承継人から営業内容に対応する資格を承継しようとする法人で、次に掲げる者は、変更届様式に必要な事項を記入の上、入札参加資格承継願、その他必要書類を添えて、申請用ウェブサイト(入札参加資格審査申請システム)を利用して申請してください。(「その他必要書類」については、承継の内容により異なるため、その都度お問い合わせください)

- ・個人が死亡したときの相続人
- ・個人が法人を設立したときの法人
- ・法人が合併したときの、合併後存続する法人又は合併により設立した法人

担当：南あわじ市 総務企画部財務課 契約係

所在地 〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1
電 話 0799-43-5210